

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
（名称） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
（法人番号 4010001129098）

上記被審人に対する平成30年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2億1837万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年10月1日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年7月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、第一種金融商品取引業を行うことにつき関東財務局長の登録を受けている株式会社であるが、同社のディーリング業務に従事していたAにおいて、同社の業務に関し、大阪府大阪府中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）に上場されていた長期国債先物2017年9月限月（以下「本件国債先物」という。）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年8月25日午後6時34分頃から同日午後7時9分頃までの間、大阪取引所において、約定させる意思がないのに、最良買い気配値以下の価格に多数の買い注文を発注する方法により、合計6253単位の買付けの申込みを行うとともに、合計177単位を売り付ける一方、最良売り気配値以上の価格に多数の売り注文を発注する方法により、合計1844単位の売付けの申込みを行うとともに、合計158単位を買い付けるなどし、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第7項、第8項、第159条第2項第1号、金融商品取引法施行令第33条の12第1号、第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別表の違反行為に係る課徴金の額の計算は以下のとおりである。

(1) 当該違反行為に係る課徴金の額は、法第174条の2第1項の規定により、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（注1）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（注1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量と買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合は、当該

超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額を合計することで算出される。

(2) 本件では、別表に掲げる事実につき、

① 売買対当数量（注2）に係る課徴金の額 0円（注3）

（注2）当該違反行為に係る売買対当数量は、以下により637単位（注4）となる。

（ア）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量177単位に、当該違反行為の開始時に自己の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて売り付けており、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、当該違反行為開始時にその時における価格（呼値151.12円）で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる2,265単位を加えた2,442単位となる。

（イ）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、当該違反行為に係る自己の計算による買付け等の数量158単位に、当該違反行為の開始時に自己が所有しており、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、当該違反行為開始時にその時における価格（呼値151.12円）で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる479単位を加えた、637単位となる。

（注3）算定式は次のとおり。

$$(637 \text{ 単位} \times 151.12 \text{ 円} \times 1,000,000) - (637 \text{ 単位} \times 151.12 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ = 0 \text{ 円}$$

（注4）長期国債先物は、長期国債標準物を対象原資産とする先物取引であり、長期国債先物の最低取引単位（1単位）は、同先物の価格を1,000,000倍した金額となる。

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係る課徴金の額 218,370,000円（注5）

(注5) 当該超える数量(1,805単位)に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(呼値151.00円)に、当該超える数量(1,805単位)を乗じて得た額を控除することで算出される。

$$\begin{aligned} & \{(1,628 \text{ 単位} \times 151.12 \text{ 円} \times 1,000,000) + (177 \text{ 単位} \times 151.13 \text{ 円} \times 1,000,000)\} \\ & - (1,805 \text{ 単位} \times 151.00 \text{ 円} \times 1,000,000) \\ & = 218,370,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

を合計し、2億1,837万円が課徴金の額となる。

(別表)

年月日	時間 (hh:mm:ss~hh:mm:ss)	申込み数量		売付け等の価額及び買付け等の価額等					
		売付け等 (単位)	買付け等 (単位)	売付け等の価額(円)			買付け等の価額(円)		
				(注)	(単位)	(価格)	(注)	(単位)	(価格)
H29.8.25	18:34:06 ~ 19:09:07	1,844	6,253	26,750,010,000	177	151.13	23,876,960,000	158	151.12
合計		1,844	6,253	26,750,010,000	177		23,876,960,000	158	

(注) 長期国債先物は、長期国債標準物を対象原資産とする先物取引であり、長期国債先物の最低取引単位(1単位)は、同先物の価格を1,000,000倍した金額となる。